

庄原市 鮎の里公園

指定管理者募集要項

令和6年8月

庄原市 口和支所 地域振興室

庄原市鮎の里公園 指定管理者募集要項 目次

第 1 施設の設置目的	1
第 2 施設概要	1
1 名称	
2 所在地	
3 施設等の概要	
第 3 施設管理の基準	2
1 休館日	
2 開館時間	
3 関係法令等の遵守	
第 4 業務の範囲	2
第 5 自主事業	3
第 6 指定期間	3
第 7 利用料金	4
1 設定	
2 減免	
第 8 経費等	4
1 業務に係る経費	
2 支払方法	
3 精算	
4 経理	
第 9 申請資格	5
第 10 公募に関するスケジュール等	5
1 スケジュール	
2 申請書等の受付	
3 公募説明会	
4 質問の受付	

第 11 申請の際に提出する書類	7
第 12 審査及び選定	7
1 審査方法	
2 選定基準	
3 審査対象からの除外	
4 結果の通知	
第 13 指定管理者の指定	8
第 14 協定	8
第 15 参考資料	8
第 16 その他留意事項	9
1 応募等に係る費用の取り扱い	
2 追加資料の提出	
3 提出書類の著作権	
4 申請の辞退	
第 17 問い合わせ先（所管室）	9

別紙 提出書類一覧

参考資料 1 指定管理料基準額積算書

参考資料 2 利用状況実績

参考資料 3 位置図、施設配置図、平面図等

参考資料 4 指定管理者候補者選定基準

庄原市鮎の里公園（以下「鮎の里」という。）は、柔軟かつ効率的な住民サービスの提供、創意工夫のある管理運営を進めるため、適切かつ効率的で効果的に管理運営をすることができる指定管理者を公募します。

第1 施設の設置目的

この施設は、宿泊機能を有した集いの場を提供し、観光振興及び交流促進により市の活性化に資することを目的とします。

第2 施設概要

1 名称

庄原市鮎の里公園

2 所在地

庄原市口和町 1641 番地 1

3 施設等の概要

(1) 沿革

平成4年4月1日開設運営開始（平成3年度建設）

(2) 構造

鉄筋コンクリート造

(3) 敷地面積

8987.4 m²

(4) 施設等の内容

施設名	規模等
宿泊施設	延床面積 769.88 m ² (1階 400.65 m ² 、2階 249.11 m ² 、別館 120.12 m ²) 1階：大広間-1 16 畳、管理人室、倉庫、便所、機械室、脱衣室、浴室、厨房、食堂 2階：和室6畳5室、8畳3室 別館：和室10畳、8畳2室
研修棟	大広間-2 31.5 畳、大広間-3 27 畳 (1階 161.85 m ²)
その他施設	倉庫、車庫、プロパン庫、ペレットボイラー設備、屋外便所、あづま屋、渡り廊下、駐車場、淡水魚観察施設（休館中）、ポンプ室、受電設備

第3 施設管理の基準

1 休館日

毎週火曜日

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に休館日を定め、または休館日に開館することがあります。

また、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、別に休館日を定め、または休館日に開館することができます。

2 開館時間

区分		開館時間
大広間・和室	宿泊	15時から翌日10時まで
	宿泊以外	11時から14時まで
入浴施設		10時30分から19時まで

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することがあります。

また、指定管理者は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、開館時間を変更することができます。

3 関係法令等の遵守

指定管理者は、関係法令等を遵守しなければなりません。特に次に掲げる法令等に留意してください。

また、指定期間中に関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

- (1) 地方自治法
- (2) 労働基準法等労働関係諸法
- (3) 消防法
- (4) 個人情報の保護に関する法律
- (5) 庄原市観光宿泊施設設置及び管理条例、庄原市観光宿泊施設設置及び管理条例施行規則
- (6) 庄原市個人情報の保護に関する法律施行条例、庄原市個人情報の保護に関する法律等施行規則
- (7) 庄原市情報公開条例
- (8) 庄原市物品管理規則
- (9) その他関係法令

第4 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

- 1 施設の管理運営に関する業務
- 2 施設の使用許可に関する業務
- 3 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- 4 施設の利用料金に関する業務

- 5 施設を活用した企画及び運営に関する業務
- 6 施設の管理運営に関する経理業務
- 7 計画・報告書等の提出
- 8 関係機関等との連絡調整
- 9 引き継ぎに関すること
- 10 その他管理運営に必要と認められる業務

なお、具体的な業務内容及び履行方法については、「庄原市鮎の里公園定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めます。

また、指定管理業務の実施にあたり、業務の全部を第三者へ委託し、または請け負わせることは認められません。

ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができます。

第5 自主事業

指定管理者は、指定管理業務とは別に、あらかじめ市の承諾を受けて、施設の利用促進やサービス向上のため、施設の設置目的に合致する範囲内で自己の責任と費用において、自主的な提案事業(自主事業)を実施することができます。

自主事業に係る経費については、指定管理料から経費を充当することはできません。

留意点

- (1) 自主事業が庄原市の施設としてふさわしくない場合は、許可しないことがあります。
- (2) 実施に際しては、来館者の利用を妨げないよう配慮するとともに、料金設定をする場合は参加しやすい金額を設定するようにしてください。
- (3) 申請時の事業計画書において提案された自主事業の採否については、協定を締結する際に改めて協議するものとします。なお、提案された自主事業が認められないことにより、申請自体を辞退する可能性がある場合、その旨を事業計画書に明示してください。
- (4) 自主事業が指定管理業務に支障を与えていると判断される場合、自主事業の改善または中止を命じる場合があります。
- (5) 指定管理者が雇用する職員が指定管理業務に支障のない範囲で自主事業に従事することは可能です。

第6 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

指定期間は、令和6年12月議会(予定)での議決を経て正式に確定します。

なお、指定期間中であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合は、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることがあります。

第7 利用料金

鮎の里については、利用者が納付する利用料金を市の収入でなく、指定管理者の収入とする利用料金制度を適用するものとします。

1 設定

施設の利用料金は、庄原市観光宿泊施設設置及び管理条例（以下「設置管理条例」という。）で定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得た上で定めることができます。

設定利用料金による収入見込みを想定の上、「収支計画書」を作成してください。

なお、設置管理条例に定めた額の変更を考えている場合は、その設定予定利用料金を「事業計画書」に記入してください。また指定管理者として選定後、利用料金変更の申請を提出する必要があります。

2 減免

指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減免または免除することができます。

第8 経費等

1 業務に係る経費

市は、指定管理者の業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払うものとし、指定管理者はこの指定管理料によって指定管理に係る経費を賄うものとします。

この施設は営業利益額（自主事業の利益に75%を乗じた額）を指定管理に係る収入とする施設であり、指定管理料基準額から営業利益額を差引いた金額を指定管理料として提案してください。

なお、最終的な指定管理料の額や支払時期等については、市と指定管理者の協議に基づき決定し、年度協定で定めることとします。

※事業計画・収支計画については、この点を考慮のうえ作成してください。

ただし、単年度の指定管理料の上限額は次のとおりとし、これを超える提案については失格とします。

指定管理料基準額（令和7～11年度） 13,043,432円/年

2 支払方法

指定管理料は、概算払いとし、支払方法は口座振込とします。

3 精算

指定管理者は、指定管理料のうち精算項目に該当する経費について、指定期間の各年度終了後速やかに精算に関する実績報告書を提出する必要があります。

市は、報告書提出後30日以内に過不足の会計処理を行います。

4 経理

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他業務（団体の固有業務等）に係る経理を区分するとともに、指定管理業務に関する支出及び収入は専用の口座をもって管理してください。

第9 申請資格

指定期間中、指定管理施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、次に掲げる事項をすべて満たす必要があります。

法人格の有無は問いませんが、個人は申請することができません。

なお、複数の法人等により結成する共同企業体で申請する場合は、共同企業体の構成員全てが審査資格を満たす必要があります。

- (1) 法人等またはその代表者が、破産者で復権を得ない者でない。
- (2) 申請時において庄原市内に営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有する者であること。
- (3) 庄原市建設業者指名除外基準要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団でないこと。また団体役員等が暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）でないこと。なお、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁に提供します。
- (5) 法人等及びその代表者が、次に掲げる税を滞納していないこと。
 - ① 法人等…法人税、消費税及び地方消費税、庄原市の市税
 - ② 代表者…所得税、庄原市の市税
- (6) 旅館業法第3条の規定によるホテル営業、旅館業または簡易宿所営業の許可を受けている、または指定管理開始までに許可を受ける予定であること。

第10 公募に関するスケジュール等

1 スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 申請書受付期間 | 令和6年8月23日（金）から
令和6年9月20日（金）まで |
| (2) 公募説明会 | 令和6年9月9日（月） |
| (3) 質問受付期間 | 令和6年8月23日（金）から
令和6年9月6日（金）まで |
| (4) 書類審査・面接審査 | 令和6年10月上旬～10月中旬 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和6年10月下旬 |
| (6) 指定管理者の指定 | 令和6年12月 |
| (7) 協定の締結 | 令和6年12月 |

2 申請書等の受付

申請書等を次のとおり受け付けます。

受付期間	令和6年8月23日（金）から令和6年9月20日（金）まで 午前8時30分から午後5時15分まで
------	--

	※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
提出場所	〒728-0502 庄原市口和町向泉 942 番地 庄原市役所 口和支所 地域振興室 産業建設係
提出方法	持参または郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれかとし、上記期限までに必着とします。） ※不慮の事故による紛失または遅配については考慮しません。 ※FAX、電子メールでの受付はしません。
提出書類	別紙「提出書類一覧」のとおり
提出部数	正本1部及び副本（複写可）1部

3 公募説明会

公募説明会を次のとおり開催します。

日 時	令和6年9月9日（月） 午後2時から
場 所	庄原市鮎の里公園
内 容	<p>①「募集要項」及び「仕様書」の説明 ※当日は、「募集要項」及び「仕様書」を持参してください。</p> <p>②説明会終了後、希望の方を対象に施設見学を行う予定です。</p> <p>③次の要領で参加申込書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様 式：参加申込書 ・提出期限：令和6年9月6日（金）午後5時15分まで ・提出先：庄原市役所 口和支所 地域振興室 産業建設係 ・提出方法：持参、電子メール、FAX <p>※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。電子メールまたはFAXの場合は、送信後、担当者へ電話連絡してください。ただし、閉庁日は電話連絡の受付はしません。</p> <p>※参加人数は、1団体につき2名までとします。</p> <p>④説明会で別途配布する資料がありますので、応募を予定している団体は、説明会にできるだけ参加してください。</p>

4 質問の受付

募集要項及び仕様書に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間	令和6年8月23日（金）から令和6年9月6日（金）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
受付方法	次の要領で質問書を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・様 式：質疑書 ・提出先：庄原市役所 口和支所 地域振興室 産業建設係

	<p>・提出方法：持参、電子メール、F A X</p> <p>※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。電子メールまたはF A Xの場合は、送信後、担当者へ電話連絡してください。ただし、閉庁日は電話連絡の受付はしません。</p>
質問に対する回答	令和6年9月13日（金）までに庄原市ホームページへ掲載します。

第11 申請の際に提出する書類

別紙「提出書類一覧」のとおりとし、正本1部、副本（複写可）1部を期間内に提出してください。

なお、受付後の書類の変更は、原則として認めません。また、いかなる理由があっても返却しません。

提出書類は、審査等の必要に応じて複写することがあります。

第12 審査及び選定

1 審査方法

庄原市指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）において、提出書類及び面接（プレゼンテーション・ヒアリング）により審査し、指定管理者候補者として適当であると判断される団体を候補者として選定します。（審査会は、非公開です。）

なお、審査会（面接）の開催日時、開催場所等は、申請者に別途連絡します。（令和6年10月上旬～10月中旬予定）

2 選定基準

選定は、「庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」で定める次の選定の基準等に照らし、総合的に判断して行います。

- (1) 利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が当該施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。
- (4) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (6) 個人情報 that 適正に管理されること。
- (7) 上記に掲げるもののほか、当該施設の設定目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

なお、具体的な審査項目等については、参考資料4「指定管理者候補者選定基準」のとおりとします。

3 審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項に違反し、または著しく逸脱した場合
- (3) 申請日以後において募集要項に掲げる申請資格を満たさない場合（欠格事項に該当した場合）
- (4) その他不正行為があった場合

4 結果の通知

結果については、令和6年10月下旬頃までに申請者すべてに通知するとともに、庄原市ホームページへ掲載する予定です。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

第13 指定管理者の指定

令和6年12月に開催予定の庄原市議会に指定管理者の指定の議案を提出し、議決後に指定通知・告示を行います。

第14 協定

指定管理者の指定後、管理運営に係る細目的事項、市が支払うべき指定管理料の額等を定めるため、市と指定管理者は、協定を締結します。

この場合、指定期間を通じた基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(1) 基本協定の主な内容

指定管理期間全体に共通する事項

- ・総則、業務の範囲と実施条件、業務の実施、備品等の扱い、業務実施に係る確認事項、指定管理料、損害賠償及び不可抗力、指定期間の満了、指定期間満了以前の指定の取り消しなど

(2) 年度協定の内容

指定管理期間内の年度ごとの経費などの事項

- ・業務内容、指定管理料など

第15 参考資料

- (1) 指定管理料基準額積算書
- (2) 利用状況実績表

- (3)施設配置図、平面図等
- (4)指定管理者候補者選定基準

第16 その他留意事項

1 応募等に係る費用の取り扱い

応募から業務開始までの間に要する費用は、申請者の負担とします。また、庄原市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

2 追加資料の提出

必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

3 提出書類の著作権

提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、庄原市が指定管理者の決定の公表等に必要の場合には、庄原市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。

4 申請の辞退

書類提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

第17 問い合わせ先（所管室）

庄原市役所 口和支所 地域振興室 産業建設係 担当：森岡

〒728-0502 庄原市口和町向泉 942 番地

電話：0824-87-2113

F A X：0824-87-2057

E-mail：sanken-kuc@city.shobara.lg.jp

提出書類一覧

施設名：庄原市鮎の里公園

提出書類		備考
1	指定申請書	
2	事業計画書	指定期間を通したものとすること
3	収支計画書	年度ごとに作成すること
4	定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類	共同企業体の場合は共同企業体に関する協定書等も提出すること
5	法人の登記事項証明書または登記簿謄本	3ヵ月以内に発行されたもの 登記事項証明書で営業所の記載がない場合、営業所在地の自治体の「法人税の納税証明書」 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類（営業実態が確認できる書類）
6	申請団体等の過去3年間における貸借対照表、損益計算書、その他財務の状況を明らかにする書類及び事業報告書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
7	指定申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
8	直前1年間に納付すべき所得税または法人税、消費税及び地方消費税について滞納していない旨の証明書	3ヵ月以内に発行されたもの 法人等…法人税、消費税及び地方消費税（税務署長が発行する納税証明書その3の3） 代表者…所得税（税務署長が発行する納税証明書その3）

提出書類		備考
9	直前1年間に納付すべき庄原市の市税について滞納していない旨の証明書	3ヵ月以内に発行されたもの 法人、代表者共に、庄原市長が発行する市税の滞納が無い事を証明する書類 参考様式あり
10	指定管理者の申請に係る誓約書	参考様式あり
11	団体の役員名簿	法人以外の団体にあつては、代表者及び管理人、団体運営に実質的に参加する者等の名簿 名簿には、氏名、ふりがな、住所、生年月日が記載してあること 参考様式あり (注意) この名簿の提出をもって、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会することに同意したものとみなします。
12	その他市長が必要と認める書類	法人格の無い団体が申請する場合は、その代表者の本籍地の市町村の発行する身分証明書

注 共同企業体の場合は、4～12について構成員全ての書類を提出すること。

提出部数：正本1部及び副本（複写可）1部

【収入】

項 目	積算額(円)	備 考
利用料金見込額	6,559,640	
営業収益見込	0	【精算項目】 自主事業利益×75%
合計(ア)	6,559,640	

【支出】

項 目	積算額(円)	備 考
人件費	4,725,920	支配人：1人 パート職員：1人
小計	4,725,920	
報償費	0	
旅費	0	
消耗品費	259,933	温泉用消耗品等
燃料費	3,686,525	【精算項目】 ペレット・灯油
食糧費	0	
印刷製本費	33,000	パンフレット等
光熱水費	5,696,326	【精算項目】電気料金
修繕料	110,000	【精算項目】
通信運搬費	117,012	電話基本料 wifi年間使用料
広告料	33,000	
手数料	769,100	消防設備点検 浄化槽法定点検 浄水全項目(水質検査)年1回 温泉水検査(水質検査)年2回2箇所 クリーニング代
保険料	0	
委託料	2,157,496	貯水槽点検清掃業務(貯湯槽、高架水槽) ボイラー設備点検業務(ペレットボイラー、灯油ボイラー) 浄化槽管理業務 電気設備保守点検
使用料及び賃借料	92,070	テレビ受信料
工事請負費	0	
原材料費	0	
備品購入費	0	
負担金、補助金及び交付金	0	
公課費	358,850	入湯税
小計	13,313,312	
一般管理費	378,074	人件費×8%
合計(イ)	18,417,306	

指定管理料基準額 (イ) - (ア)	11,857,666	税抜
消費税(10%)	1,185,766	
合 計	13,043,432	

参考資料 2

庄原市鮎の里公園 利用状況実績

区分		月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
来場者	令和元年度	1,327	1,228	1,257	646	1,320	869	958	1,088	1,185	1,011	1,018	999	12,906
	令和2年度	248	62	205	374	559	657	707	749	490	411	867	533	5,862
	令和3年度													0
	令和4年度	1,164	1,159	916	1,155	1,737	891	1,286	1,362	762	681	781	898	12,792
	令和5年度	1,007	1,300	1,286	945	317	335	291	281	194	68	124	545	6,693
うち宿泊	令和元年度	13	72	47	55	67	29	76	55	17	5	46	22	504
	令和2年度	0	0	0	4	48	14	17	10	6	0	5	3	107
	令和3年度													0
	令和4年度	17	18	15	52	97	14	33	95	65	30	45	19	500
	令和5年度	54	92	30	24	56	29	2	4	0	1	0	25	317
うち入浴	令和元年度	427	526	292	347	390	245	423	397	350	320	354	376	4,447
	令和2年度	143	0	0	81	106	330	334	339	253	278	472	530	2,866
	令和3年度													0
	令和4年度	341	519	290	432	708	432	544	453	264	318	337	386	5,024
	令和5年度	434	597	449	515	0	0	0	0	0	0	0	267	2,262
うちキャンプ	令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和3年度													0
	令和4年度	14	41	3	14	73	27	28	43	4	8	10	16	281
	令和5年度	15	13	51	42	25	22	33	15	4	4	0	43	267

※占用使用実績なし

※来場者はレジカウントで把握しているため同一の人物がカウントされている場合があります。また、自主事業で訪れた方もカウントされています。

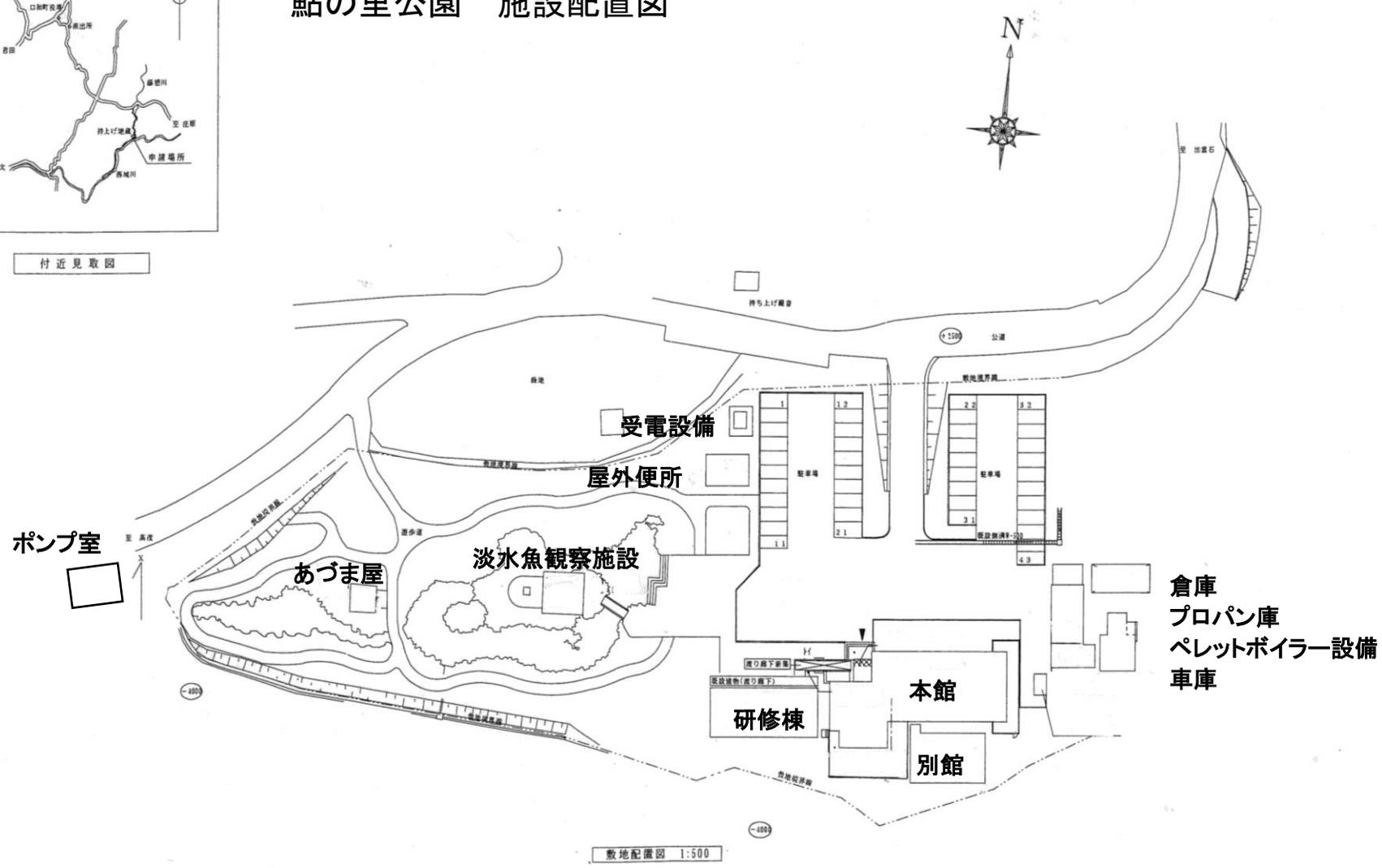
参考資料 3 - 1
鮎の里公園管理敷地



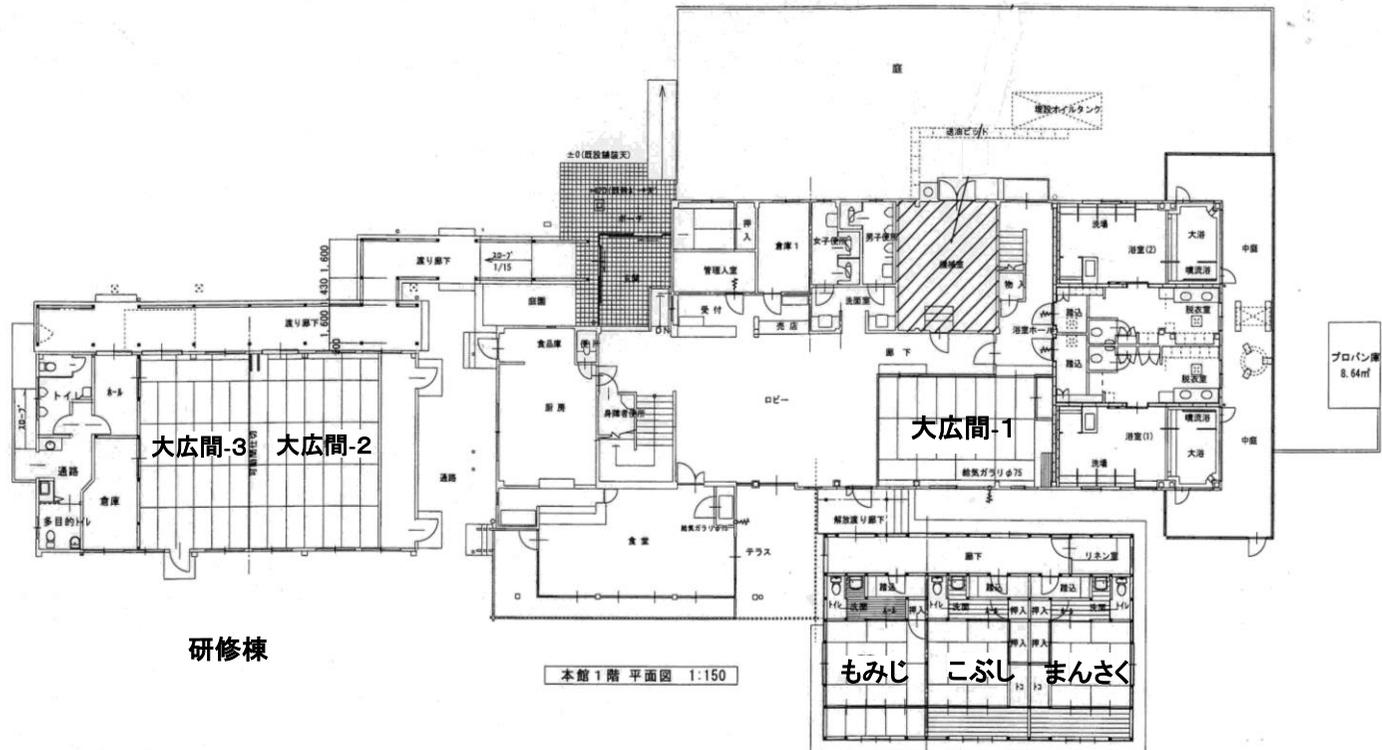
参考資料 3-2
 鮎の里公園 施設配置図



付近見取図



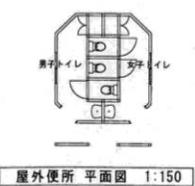
敷地配置図 1:500



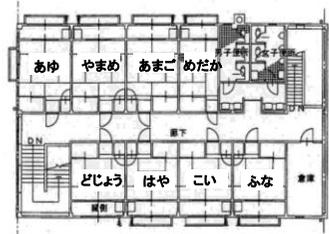
研修棟

本館1階 平面図 1:150

宿泊棟1階 平面図 1:150



屋外便所 平面図 1:150



本館2階 平面図 1:150

指定管理者候補者選定基準

施設名：庄原市鮎の里公園

選定項目	選定基準	審査の視点	備考
1. 申請の動機・施設の現状に対する考え	⑦施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	申請の動機に管理運営への意欲がどの程度見られるか。 施設の現状認識、課題認識はどの程度か。	○
2. 管理運営の基本方針	①利用者の平等な利用が確保できるか。	一部の利用者に不当な制限や優遇することはないか。	
	③継続して適切な維持管理が継続できるか。 ⑦施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	基本方針が施設の設置目的に合致しているか。 管理運営に係る地域や関係団体との連携方針は、適切か。	○
3. 施設の設置目的に関する考え	②サービスの向上が図られるか。 ⑦施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	施設の果たす役割を認識し、設置目的の達成度を測るための指標と目標値は適正か。 数値目標達成のための取り組み方法の実現可能性はどうか。	◎
4-1. 組織体制	⑤事業計画書に沿った管理を安定して行う人的、物的能力を有しているか。	仕様に沿った業務を執行できる職員体制かどうか。	
4-2. 職員勤務シフト		適切な職員勤務体制となっているか。	
4-3. 職員研修		職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	
4-4. 危機管理対策		職員の指導やマニュアルの整備等は適切か。 利用者の安全確保対策ができていないか。 施設・設備の故障等に柔軟・迅速に対応できるか。	○
4-5. 施設及び設備の維持管理・保守点検の方法・体制		③継続して適切な維持管理が継続できるか。	内容は適正かつ良好か。
4-6. 再委託業務		再委託の業務は適切か。	
5-1. 利用者数の数値目標	⑦施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	利用促進の意欲が見られ、実現可能性があるか。	○
5-2. 広報・利用促進計画	②サービスの向上が図られるか。 ⑦施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	効果的な広報活動が計画され、実現可能性があるか。 利用促進計画の内容が良好で、実現可能性があるか。	◎
5-3. 自主事業計画	②サービスの向上が図られるか。	自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ業務の実施を妨げないものであるか。 利用者にとって魅力的なものになっているか。	◎
5-4. 経費縮減及び効率的な管理運営の手法	④管理に係る経費の縮減が図られるか。	縮減の方針や工夫は良好で、管理運営上の問題はないか。	◎
5-5. 個人情報の保護対策	⑥個人情報が適正に管理されるか。	個人情報の管理体制はどうか。 (職員への周知、書類の保管、個人情報の利用の適正化等)	
6. 管理運営の実績	⑤事業計画書に沿った管理を安定して行う人的、物的能力を有しているか。	施設の管理運営の実績はどうか。 (公的施設、他の施設等)	
7. 特にPRしたい内容	②サービスの向上が図られるか。 ⑦施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	PR内容は評価に値するか。	
8. 収支計画書	④管理に係る経費の縮減が図られるか。	現実的な経費見積りがなされているか。 考え方が事業計画と整合しているか。	○
9. 指定管理料提案額 (指定管理期間合計額)		提案額に対する評価点	
10. 申請団体の経営状況 (経営の健全性)	③継続して適切な維持管理が継続できるか。 ⑦施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。	団体の経営状況はどうか。	◎
		経営の安定性はどうか。	◎

◎…最も重視して評価する項目

○…重視して評価する項目